

令和5年度香川地方最低賃金審議会  
第4回香川県最低賃金専門部会議事録

令和5年8月7日（月）  
高松サポート合同庁舎  
北館702会議室

出席者 公益代表委員 東、春日川、柴田  
労働者代表委員 立石、中村、三屋  
使用者代表委員 奥田、窪田、渡部

議 題 (1) 香川県最低賃金額改正の審議について  
(2) その他

○賃金室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第4回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、全委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日は、傍聴人はおりません。

それでは、柴田部会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田部会長

それでは、議題(1)の「香川県最低賃金額改正の審議について」であります。

前回、8月4日に開催された第3回専門部会では、労使双方より金額提示を受け、その根拠も聴取させていただきました。

専門部会等で配付された資料等の客観的なデータに基づき算出され、金額提示をしていただきましたが、労働者側プラス44円、使用者側プラス35円と双方の提示金額には乖離がございました。

前回の専門部会で、各側とも本日の審議までにご検討いただきますようお願いしていたところであり、このあと金額提示をいただきますようお願いいたします。

これまで2回にわたって金額審議を重ねてまいりましたが、労使の主張には、なお隔たりがございますが、是非とも全会一致に至るよう、格別のご配慮をお願いしたいと思います。

それでは、ここから先の審議につきましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」ことから、香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規定第7条第1項に基づき、非公開となります。

それでは、取材の記者の方はご退室していただくこととなります。

事務局より留意事項についてご説明がありますのでよろしくお願いたします。

#### ○賃金室長

留意事項について、事務局よりご説明します。

取材の記者の方には控室を用意しておりますので、事務局職員が控室までご案内します。

退室後再び傍聴が可能となる場合は、控室に事務局職員が伝えに行きますので、指定時刻までに記者席に着席してください。

控室に事務局職員が伝えに行った際、控室にいらっしゃらない場合は、傍聴可能となる旨といつまでに着席するよう指定時刻を記載した紙を控室の出入り口を入れてすぐの場所に掲示してお知らせします。

なお、指定時刻までに着席いただけない場合は、傍聴できない場合がありますのでご注意ください。

また、審議の状況によりましては、審議が全て終了するまで非公開となる場合がございますので、ご了承ください。

○柴田部会長

それでは、取材の記者の方は、退室してください。

事務局の方は、控室へのご案内をお願いいたします。

(取材の記者退席)

(以下非公開)

――了――